

【小型移動式クレーン運転技能講習】免除資格および証明書等の提出物一覧

	免除資格要件	免除科目	提出していただく書類等	申込時 PDF or JPEG データ送信	申込後 郵送で 原本提出
1	クレーン等免許保有者 (クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士)	力学・合図	クレーン等免許証の写し ※受講当日免許証を持参してください	○	×
2	玉掛け技能講習を修了した者	力学・合図	玉掛け技能講習修了証の写し ※受講当日修了証を持参してください	○	×
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	力学・合図	床上操作式クレーン運転技能講習修了証の写し ※受講当日修了証を持参してください	○	×
4	建設業施工令(昭和31年政令第273号)第27号の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実施試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者	原動機および電気の知識	建設機械施工技術検定合格証の写し ※受講当日合格証を持参してください	○	×
5	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	原動機および電気の知識	車両系建設機械(基礎工事)運転技能講習修了証の写し ※受講当日修了証を持参してください	○	×